

平成 30 年度  
小城市決算に係る健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

小 城 市 監 査 委 員



小 監 第 23 号

令和 元年 8 月 9 日

小城市長 江里口 秀次 様

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正 博

平成 30 年度小城市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度小城市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について次のとおり意見を提出します。



## 平成 30 年度小城市決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

### 第 1 審査の対象

平成 30 年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成 30 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第 22 条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第 2 審査の期間

令和元年 8 月 7 日から令和元年 8 月 8 日まで

### 第 3 審査の方法

審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等を照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては関係職員の説明を求めたほか、出資団体等の決算に関する書類等を参考とした。

### 第 4 審査の結果

#### 1 総合的意見

審査に付された、次の平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠し適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

#### （1）健全化判断比率

（単位：％）

| 健全化判断比率  | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 早期健全化<br>基準 | 財政再生基準 |
|----------|----------|----------|----------|-------------|--------|
| 実質赤字比率   | —        | —        | —        | 13.07       | 20.0   |
| 連結実質赤字比率 | —        | —        | —        | 18.07       | 30.0   |
| 実質公債費比率  | 5.0      | 4.7      | 4.9      | 25.0        | 35.0   |
| 将来負担比率   | —        | —        | —        | 350.0       |        |

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字額が無い場合は、「—」で表示した。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

| 会計名      | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 経営健全化<br>基 準 | 区 分    |
|----------|----------|----------|----------|--------------|--------|
| 水道事業会計   | —        | —        | —        | 20.0         | 法適用企業  |
| 病院事業会計   | —        | —        | —        | 20.0         |        |
| 簡易水道特別会計 | —        | —        | —        | 20.0         | 法非適用企業 |
| 下水道特別会計  | —        | —        | —        | 20.0         |        |

備考 資金不足比率の算定において、赤字額が無い場合は、「—」で表示した。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

平成 30 年度の実質収支が黒字となっているため、早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められた。

(2) 連結実質赤字比率について

平成 30 年度の連結実質収支が黒字となっているため、早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められた。

(3) 実質公債費比率について

平成 28 年度から平成 30 年度の 3 か年平均である実質公債費比率は、前年度に比べて 0.3 ポイント改善し 5.0％となっており、早期健全化基準である 25.0％を下回り、良好な状態にあると認められた。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、充当可能財源等を下回っているため、早期健全化基準の 350.0％と比較すると良好な状態にあると認められた。

(5) 資金不足比率について

平成 30 年度の資金不足比率は、各会計ともに資金の不足額が発生していないため、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められた。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

4 まとめ

平成 30 年度の財政健全化判断指標は、いずれも早期健全化基準を下回った。また、資金不足比率においても、経営健全化基準を下回っており、その限りでは「良好」な状態にあると言えるが、依然として厳しい財政状況下にある。

この結果はひとつの目安ではあるが、これに安心することなく、今後とも健全な財政運営及び経営改善に努められるよう望むものである。